

注目!! 粗大ごみなどの処分に「無許可」の 不用品回収業者を利用しないでください!

このような業者をよく見かけませんか?

チラシをポストなどに投函し、日にちを指定して不用品を収集する業者



フリーペーパーやインターネットで宣伝し、不用品を収集する業者



軽トラックなどで市内を巡回し、不用品を収集する業者



なぜ、利用してはいけないの?



- 他人のごみ(廃棄物)を有償・無償に係わらず収集・運搬することは法律により禁止され、本市の許可が必要になります。
- このような業者はごみ(廃棄物)の収集・運搬業の許可を持っていませんので、無料だからと安易に利用しないでください。
- また、不用になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機(衣類乾燥機を含む)は、**家電リサイクル法により適正な処理をすることが義務**付けられています。

回収業者の方へ

- ・「古物営業許可」や「岐阜県使用済金属類営業許可」では**ごみ(廃棄物)の収集・運搬はできません。**
- ・「産業廃棄物収集運搬業許可」では一般家庭から出る**ごみ(廃棄物)の収集・運搬はできません。**
- ・法律で**廃家電品は専ら再生利用の目的となる「くず鉄」に該当しません。**



- 粗大ごみの処理は、粗大ごみ受付センター

☎ 058-243-0530

へお申し込みください。

- ごみの処理についてのご相談は岐阜市役所 環境一課まで

☎ 058-214-2418 (直通)

- 岐阜市のホームページアドレス【ごみ出しのルール】 <https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/1012143/1015265/index.html>

- 環境省のホームページアドレス【無許可回収業者注意喚起】 <https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>